

事業カルテ(使用料)

担当課 スポーツ振興課

施設名 生駒北スポーツセンター、滝寺公園体育施設、総合公園体育施設、北大和スポーツ施設、小平尾南スポーツ施設、むかいやま公園スポーツ施設、イモ山公園スポーツ施設

1 施設の概要

開設年度	昭和43～平成26 年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。	
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか) 市民のスポーツ及びレクリエーション、生涯スポーツの振興など		
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営		
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理		
	指定管理者	一般財団法人生駒市スポーツ協会	
	指定管理期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日	
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。		
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。		
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。		
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。		
施設規模	使用区分	延床面積(m <sup>2</sup> )	利用可能人数(人)
	体育館(生駒北スポーツセンター)	2,664	
	市民体育館(滝寺公園体育施設)	4,278	
	体育館(総合公園体育施設)	2,978	
	体育館(北大和スポーツ施設)	624	
	体育館(小平尾南スポーツ施設)	652	
	体育館 (むかいやま公園スポーツ施設)	935	
	会議室(生駒北スポーツセンター)		
	会議室(滝寺公園体育施設)		
	会議室(総合公園体育施設)		
	会議室(北大和スポーツ施設)		
	会議室(小平尾南スポーツ施設)		
	多目的室(生駒北スポーツセンター)		
	多目的室(滝寺公園体育施設)		
	多目的室(総合公園体育施設)		
	武道館(滝寺公園体育施設)	860	
	野球場(生駒北スポーツセンター)	12,571	
	野球場(北大和スポーツ施設)	13,600	
	グラウンド(ランニングトラック含) (生駒北スポーツセンター)	23,612	
	グラウンド(北大和スポーツ施設)	12,500	
	グラウンド (むかいやま公園スポーツ施設)	8,900	
	グラウンド(イモ山公園スポーツ施設)	9,060	
	グラウンド(総合公園スポーツ施設)	16,000	
	グラウンド(滝寺公園体育施設)	9,500	
	グラウンド(小平尾南スポーツ施設)	4,620	
	テニスコート (生駒北スポーツセンター)	2,270	
	テニスコート (イモ山公園スポーツ施設)	1,564	
	テニスコート(滝寺公園体育施設)	842	
	テニスコート(総合公園体育施設)	2,660	
	健民テニスコート (滝寺公園体育施設)	500	
テニスコート (むかいやま公園スポーツ施設)	1,340		
プール(イモ山公園スポーツ施設)	1,600		
プール(滝寺公園体育施設) (R7.3.31廃止)	3,500		
相撲場(総合公園体育施設)	143		

会議室・多目的室は  
体育館に含む

使用区分	利用年度	開館日数 /年	開館時間数 /日	利用実績			
				1日あたりの 稼働率	うち減免を除く 稼働率	1年間あたりの 稼働率	うち減免を除く 稼働率
体育館 (生駒北スポーツセン ター)	令和4年度	355	12			61.28%	
	令和5年度		12			51.38%	
	令和6年度		12			57.67%	
市民体育館 (滝寺公園体育施設)	令和4年度	355	12			86.22%	
	令和5年度		12			84.51%	
	令和6年度		12			85.37%	
体育館 (総合公園体育施設)	令和4年度	355	12			94.23%	
	令和5年度		12			92.31%	
	令和6年度		12			92.54%	
体育館 (北大和スポーツ施設)	令和4年度	355	12			91.18%	
	令和5年度		12			89.41%	
	令和6年度		12			91.86%	
体育館 (小平尾南スポーツ施 設)	令和4年度	355	12			79.00%	
	令和5年度		12			80.50%	
	令和6年度		12			79.73%	
体育館 (むかいやま公園スポ ーツ施設)	令和4年度	355	12			95.20%	
	令和5年度		12			97.32%	
	令和6年度		12			93.59%	
会議室 (生駒北スポーツセン ター)	令和4年度		12				
	令和5年度		12				
	令和6年度		12				
会議室 (滝寺公園体育施設)	令和4年度		12				
	令和5年度		12				
	令和6年度		12				
会議室 (総合公園体育施設)	令和4年度		12				
	令和5年度		12				
	令和6年度		12				
会議室 (北大和スポーツ施設)	令和4年度		12				
	令和5年度		12				
	令和6年度		12				
会議室 (小平尾南スポーツ施 設)	令和4年度		12				
	令和5年度		12				
	令和6年度		12				
多目的室 (生駒北スポーツセン ター)	令和4年度		12				
	令和5年度		12				
	令和6年度		12				
多目的室 (滝寺公園体育施設)	令和4年度		12				
	令和5年度		12				
	令和6年度		12				
多目的室 (総合公園体育施設)	令和4年度		12				
	令和5年度		12				
	令和6年度		12				
武道館 (滝寺公園体育施設)	令和4年度	355	12			60.89%	
	令和5年度		12			61.68%	
	令和6年度		12			63.68%	
野球場 (生駒北スポーツセン ター)	令和4年度	355	8			24.63%	
	令和5年度		8			28.99%	
	令和6年度		8			27.67%	
野球場 (北大和スポーツ施設)	令和4年度	355	12			65.28%	
	令和5年度		12			65.36%	
	令和6年度		12			64.44%	
グラウンド (ランニングトラック含) (生駒北スポーツセン ター)	令和4年度	355	12			81.23%	
	令和5年度		12			81.31%	
	令和6年度		12			78.27%	
グラウンド (北大和スポーツ施設)	令和4年度	355	8			42.76%	
	令和5年度		8			40.05%	
	令和6年度		8			42.42%	
グラウンド (むかいやま公園スポ ーツ施設)	令和4年度	355	8			39.53%	
	令和5年度		8			42.24%	
	令和6年度		8			43.38%	

利用  
状況会議室、多目的室は  
体育館に含む

グラウンド (イモ山公園スポーツ施設)	令和4年度	355	12			61.69%					
	令和5年度		12			66.89%					
	令和6年度		12			68.25%					
グラウンド (総合公園スポーツ施設)	令和4年度	355	12			60.27%					
	令和5年度		12			52.58%					
	令和6年度		12			52.06%					
グラウンド (滝寺公園体育施設)	令和4年度	355	8			38.49%					
	令和5年度		8			41.54%					
	令和6年度		8			40.94%					
グラウンド (小平尾南スポーツ施設)	令和4年度	355	12			52.71%					
	令和5年度		12			49.17%					
	令和6年度		12			45.00%					
テニスコート (生駒北スポーツセンター)	令和4年度	355	8			51.32%					
	令和5年度		8			41.08%					
	令和6年度		8			39.07%					
テニスコート (イモ山公園スポーツ施設)	令和4年度	355	8			81.50%					
	令和5年度		8			79.77%					
	令和6年度		8			79.23%					
テニスコート (滝寺公園体育施設)	令和4年度	355	8			68.51%					
	令和5年度		8			66.75%					
	令和6年度		8			65.24%					
テニスコート (総合公園体育施設)	令和4年度	355	12			79.90%					
	令和5年度		12			77.07%					
	令和6年度		12			78.76%					
テニスコート (むかいやま公園スポーツ施設)	令和4年度	355	12			53.68%					
	令和5年度		12			49.74%					
	令和6年度		12			46.21%					
健民テニスコート (滝寺公園体育施設)	令和4年度	355	8			65.68%	利用者数				
	令和5年度		8			55.45%					
	令和6年度		8			55.91%					
プール (イモ山公園スポーツ施設)	令和4年度	355	7			11,709人					
	令和5年度		7			13,636人					
	令和6年度		7			12,993人					
プール (滝寺公園体育施設) (R7.3.31廃止)	令和4年度					0%					
	令和5年度					0%					
	令和6年度					0%					
相撲場 (総合公園体育施設)	令和4年度	355	8			1.21%					
	令和5年度		8			1.57%					
	令和6年度		8			1.09%					
コスト 状況	収入(千円)					市の支出(千円) (J)				収入/支出 (A+B+C+D)/J	
	年度	市の収入		指定管理者の収入			指定管理 料(F)	指定管理 料を除く維 持管理費 (G)	その他 土地借上料 等 (H)		償還金 (I)
		第3者か ら徴収し た使用料 (A)	自主事業 実施に伴 う施設使 用料 (B)	第3者か ら徴収し た使用 料 (C)	自主事業 実施に伴 う施設 使用料 (D)	自主事業 収入 (E)					
	令和4年度			41,386	1,080	9,651	196,251	10,447			20.5%
	合計		0			52,117				206,698	
	令和5年度			42,664	180	8,694	197,736	8,184			20.8%
	合計		0			51,538				205,920	
	令和6年度			43,173	540	8,680	198,719	9,052			21.0%
	合計		0			52,393				207,771	

維持管理経費(千円)	年度	減価償却費	人件費	光熱水費	通信費	委託料*	借上料	保険料	修繕料	その他	合計
	令和4年度	89,745	85,762	29,538	1,520	60,678	8,777	1,651	11,007	10,223	301,844
						2,460			483		
	令和5年度	82,907	87,013	26,254	1,504	63,719	8,626	1,783	11,032	12,532	297,465
2,095											
令和6年度	63,177	89,188	25,907	1,538	65,966 2,237	8,631	1,433	11,043	13,007	282,127	
*うち、音響照明業務に係る委託料(千円)				-			音響・照明設備の年間使用時間数		-		

## 2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	各施設の維持管理経費の合計額の1/2に相当する額を利用者の負担とし、各施設で応分負担のうえ使用料を設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない
	徴収していない理由

## 3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題)とその改善策

施設使用料は、H21年度「生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言書」に基づいて改定されて以降、消費税改正の対応分を除き見直しを行っていないが、施設の維持管理経費が増加していることから、市税による負担が大きくなっている。

## 4 事業・使用料の沿革、変遷等(スポーツ施設の標準的なケースを記載。)

- ・開設
- ・平成14年7月1日 学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館、武道館のみ市外倍額の設定
- ・平成18年4月1日 指定管理者制度1期目(指定管理者:(財)生駒市ふれあい振興財団)
- ・平成22年4月1日 指定管理者制度2期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会)  
使用料金、使用区分の改定(H21年度「生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言書」に基づく)
- ・平成26年4月 使用料金の改定(消費税改正対応分)
- ・平成27年4月1日 指定管理者制度3期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会)  
体育館、プールを除く市内全施設にアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)
- ・令和元年10月 使用料金の改定(消費税改正対応分)
- ・令和2年4月1日 指定管理者制度4期目(指定管理者:(一財)生駒市体育協会)  
障がい者料金の設定、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止
- ・令和7年4月1日 指定管理者制度5期目(指定管理者:(一財)生駒市スポーツ協会)

## 【総合所見】

維持管理経費(支出)に対し、使用料収入(収入)の割合は、生駒山麓公園テニスコート、井出山スポーツ施設よりは低いものの稼働率が高いことから割合が高い。

事業カルテ(使用料)

担当課 スポーツ振興課

施設名 山麓公園テニスコート

1 施設の概要

開設年度	平成3	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。								
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか)										
	市民のスポーツ及びレクリエーション、生涯スポーツの振興など										
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営										
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理										
	指定管理者	生駒山麓公園指定管理共同企業体									
	指定管理期間	令和6年7月1日～令和10年3月31日									
	<input type="checkbox"/> 運営委託										
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。										
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。										
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。										
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。										
施設規模	総延床面積(m <sup>2</sup> )	303,000									
	使用区分	延床面積(m <sup>2</sup> )	利用可能人数(人)								
	テニスコート(生駒山麓公園)	3,522									
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数/年	開館時間数/日	利用実績						
					1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率			
	テニスコート(生駒山麓公園)	令和4年度	292	12			38.91%				
		令和5年度	308	12			38.87%				
		令和6年度	297	12			46.00%				
		令和4年度									
		令和5年度									
		令和6年度									
		令和4年度									
		令和5年度									
		令和6年度									
		令和4年度									
		令和5年度									
令和6年度											
コスト状況	年度	収入(千円)					市の支出(千円)(J)				収入/支出(A+B+C+D)/J
		市の収入		指定管理者の収入							
		第三者から徴収した使用料(A)	自主事業実施に伴う施設使用料(B)	第三者から徴収した使用料(C)	自主事業実施に伴う施設使用料(D)	自主事業収入(E)	指定管理料(F)	指定管理料を除く維持管理費(G)	その他土地借上料等(H)	償還金(I)	
	令和4年度	5,062					17,021				29.7%
	合計	5,062				0				17,021	
	令和5年度	4,795					17,764	743			25.9%
	合計	4,795				0				18,507	
令和6年度	5,092					17,764	111			28.5%	
合計	5,092				0				17,875		

維持管理経費(千円)	年度	減価償却費	人件費	光熱水費	通信費	委託料*	借上料	保険料	修繕料	その他	合計
	令和4年度	2,267	6,520	3,708	61	4,544	280	61	1,900	473	17,548
	令和5年度	1,271	6,572	3,644	63	4,666	620	63	1,842	495	17,966
	令和6年度	1,271	5,613	4,003	94	4,525	363	39	1,519	951	17,108
*うち、音響照明業務に係る委託料(千円)				-			音響・照明設備の年間使用時間数			-	

## 2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	各施設の維持管理経費の合計額の1/2に相当する額を利用者の負担とし、各施設で応分負担のうえ使用料を設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない 徴収していない理由

## 3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するに当たり懸念される課題)とその改善策

施設使用料は、H21年度「生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言書」に基づいて改定されて以降、消費税改正の対応分を除き見直しを行っていないが、施設の維持管理経費が増加していることから、市税による負担が大きくなっている。

## 4 事業・使用料の沿革、変遷等

- ・平成3年開設
- ・平成14年7月1日 学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)
- ・平成18年4月1日 指定管理者制度1期目(指定管理者:(財)生駒市ふれあい振興財団)
- ・平成22年4月1日 指定管理者制度2期目(指定管理者:大新東・ナック共同体)  
使用料金、使用区分の改定(H21年度「生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言書」に基づく)
- ・平成26年4月 使用料金の改定(消費税改正対応分)
- ・平成26年7月1日 指定管理者制度3期目(指定管理者:モンベル・あおはに共同体)
- ・平成27年4月1日 アマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定
- ・令和元年10月 使用料金の改定(消費税改正対応分)
- ・令和2年4月1日 障がい者料金の設定、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止
- ・令和6年7月1日 指定管理者制度4期目(指定管理者:生駒山麓公園指定管理共同企業体)

## 【総合所見】

維持管理経費(支出)に対し、使用料収入(収入)の割合は、他施設(スポーツ協会が管理している7施設合計)と比較し圧倒的に高い。

事業カルテ(使用料)

担当課 スポーツ振興課

施設名 井出山スポーツパーク

1 施設の概要

開設年度	平成3	年度	※「4 事業の沿革、変遷等」にも記載してください。								
設置目的	(当該施設を運営することによって何をめざすのか)										
	市民のスポーツ及びレクリエーション、生涯スポーツの振興など										
運営形態	<input type="checkbox"/> 直営										
	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理										
	指定管理者	株式会社東京アスレティッククラブ									
	指定管理期間	令和7年4月1日～令和17年3月31日									
	<input type="checkbox"/> 運営委託										
他市の状況	<input type="checkbox"/> 他市では同様の施設がない。										
	<input type="checkbox"/> 他市でも同様の施設は少ない。										
	<input type="checkbox"/> 全ての市ではないが、多くの市に同様の施設がある。										
	<input checked="" type="checkbox"/> 全ての市に同様の施設がある。										
施設規模	使用区分	延床面積(m <sup>2</sup> )			利用可能人数(人)						
	体育館	652									
	会議室										
	グラウンド	13,000									
	テニスコート	3,478									
	プール(ジム含)	1,674									
利用状況	使用区分	利用年度	開館日数/年	開館時間数/日	利用実績						
					1日あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率	1年間あたりの稼働率	うち減免を除く稼働率			
	体育館	令和4年度	355	12			87.46%				
		令和5年度		12			77.49%				
		令和6年度		12			87.82%				
	会議室	令和4年度	355	12							
		令和5年度		12							
		令和6年度		12							
	グラウンド	令和4年度	355	8			46.50%				
		令和5年度		8			41.34%				
		令和6年度		8			41.73%				
	テニスコート	令和4年度	355	8			61.61%				
		令和5年度		8			58.20%				
		令和6年度		8			55.61%				
プール(ジム含)	令和4年度	355	13			113,746人	利用者数				
	令和5年度		13			111,983人					
	令和6年度		13			110,431人					
コスト状況	年度	収入(千円)				市の支出(千円)(J)				収入/支出(A+B+C+D)/J	
		市の収入		指定管理者の収入							
		第三者から徴収した使用料(A)	自主事業実施に伴う施設使用料(B)	第三者から徴収した使用料(C)	自主事業実施に伴う施設使用料(D)	自主事業収入(E)	指定管理料(F)	指定管理料を除く維持管理費(G)	その他土地借上料等(H)	償還金(I)	
	令和4年度			120,113	9,245	0	6,990			1718.4%	
	合計	0			129,358				6,990		
	令和5年度			100,138	8,527	0	6,071			1649.4%	
	合計	0			108,665				6,071		
	令和6年度			105,945	9,311	0	21,744			487.2%	
	合計	0			115,256				21,744		

維持管理経費(千円)	年度	減価償却費	人件費	光熱水費	通信費	委託料*	借上料	保険料	修繕料	その他	合計
	令和4年度	19,772	60,609	21,695	961	10,071	3,645	445	1,025	10,948	132,963
						3,711			81		
	令和5年度	19,772	57,817	20,634	1,179	10,473	2,978	462	895	10,214	128,161
3,737											
令和6年度	19,772	60,609	21,364	1,224	10,307	2,937	459	1,809	11,177	133,129	
					3,454			17			
*うち、音響照明業務に係る委託料(千円)				-			音響・照明設備の年間使用時間数		-		

## 2 使用料の概要

根拠法令	生駒市体育施設条例
積算根拠	各施設の維持管理経費の合計額の1/2に相当する額を利用者の負担とし、各施設で応分負担のうえ使用料を設定。
条例で定めた使用料を徴収しているか	<input checked="" type="checkbox"/> 徴収している
	<input type="checkbox"/> 徴収していない
	徴収していない理由

## 3 使用料の課題(料金設定、時間区分、市内・市外の使用料等について、現在生じている課題、今後継続するにあたり懸念される課題)とその改善策

施設使用料は、H21年度「生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言書」に基づいて改定されて以降、消費税改正の対応分を除き見直しを行っていないが、施設の維持管理経費が増加していることから、市税による負担が大きくなっている。

## 4 事業・使用料の沿革、変遷等(スポーツ施設の標準的なケースを記載。)

- ・平成3年開設
- ・平成14年7月1日 学校週休2日制の導入により青少年料金の設定(市内中学生以下の団体は一般料金の半額、土日祝日は無料)、体育館のみ市外倍額の設定
- ・平成18年4月1日 指定管理者制度1期目(指定管理者:(財)生駒市ふれあい振興財団)
- ・平成22年4月1日 指定管理者制度2期目(指定管理者:(株)アクアティック)  
使用料金、使用区分の改定(H21年度「生駒市社会教育施設使用料等見直しに関する提言書」に基づく)
- ・平成26年4月 使用料金の改定(消費税改正対応分)
- ・平成27年4月1日 指定管理者制度3期目(指定管理者:(株)東京アスレティッククラブ)  
体育館、プールを除きアマ、アマ以外、営利使用、市外倍額料金の設定(体育館は以前から設定あり)  
平群町相互利用対象施設となる
- ・令和元年10月 使用料金の改定(消費税改正対応分)
- ・令和2年4月1日 障がい者料金の設定(市内障がい者は一般料金の半額)、夜間照明を規則委任、附属設備の一部を設定及び廃止

## 【総合所見】

他施設と異なり、指定管理料の支払いが原則ないため、施設の維持管理経費(支出)に対し、使用料収入(収入)の割合は、他施設と比較し圧倒的に高い。